## 第9回検討会の主なご意見

## 【医薬品の販売区分及び販売方法】

- ① 店舗において、情報提供を必要としている方とそうでない方がおり、話しかけてほしくないという 方もいる。実情を踏まえた制度設計としてほしい。
- ② 薬機法上の登録販売者という名称について医薬品登録販売者に改称し、認知度、自覚、モチベーションの向上を。
- ③ 登録販売者の呼称の変更は自ら職能の中で意義を示し、国民に認められるようになってからではないか。
- ④ 比較的リスクが低いとされている医薬品においても、相談応需はもちろん、専門家が関与する必要がある。二類でも濫用は起きており、専門家のチェックが必要ということを周知する必要がある。
- ⑥ 成分としてリスクが低くても量の問題がある。医薬品である以上リスクはあるもので、適切に情報 提供すべき。
- ⑦ 情報提供設備は設置しているが、使用する方にとって分かりにくい。早速に修正する事項と考える。
- ⑧ 構造設備と同様に重要なのは相談しやすい体制。専門家の関与は必須であり、実効性の点では、対応者を明確に購入者に示すことが必要。インターネット販売では定型の質問に答えるだけで相談する画面がなく、どこに相談すればよいか分からない例もある。インターネット販売でも対応者が分かるようにしてほしい。
- ⑨ ドラッグストアで相談したいと思っても様々な商品をカゴに入れてレジで並んでいると、早くしろという圧力もあり、レジに登録販売者がいても雰囲気として相談できる環境にないのでそこを変えてほしい。第1類医薬品ではできているので、他についても第1類と同様に行えばよい。動線を分ける、医薬品のみカゴを分けて専用レジに誘導するなど。建付等により医薬品と認識できるようにすることも店舗でのリテラシー向上のために必要なことの一つではないか。
- ⑩ 薬機法上の国民の義務をもっと周知してほしい。
- 相談しやすい体制については、需要者の行動変容がどう起きるか分析した方が適切な施策になる。
- ① ドラッグストアでは医薬品を買う時とそれ以外でレジを分けたほうが買う側にも分かりやすい。
- ② 情報提供の努力義務について、努力した時の挙証責任は必要。
- ③ 東京都では、経営者に関しても、ガバナンスの強化等について情報提供を行っている。
- 4 経営者の啓発も重要で、薬剤師や登録販売者のみの問題ではない。

## 【濫用等のおそれのある医薬品】

- ① インターネット販売について、アカウントに購入履歴を紐付ければ安心、というものではない。複数アカウントを使う例があると考えられる。
- ② 国民への周知について、若年者というより周りの大人に伝えていくことが重要。保護者や学校関係 者等への情報提供が不可欠で、もう少し具体的に記載する必要がある。
- ③ 適正な数量について薬効分類ごとに1包装単位としているが、薬効分類を変えれば同じ成分でも購入できてしまう。今後検討が必要ではないか。
- ④ マイナンバーカード等を活用した購入情報の一元管理を早急に検討すべき。

- ⑤ 記録の内容、販売量はもう少し具体的に落とし込んでいく必要がある。
- ⑥ 家族用と言うことにはリスクがある。大容量だと必然的に置き薬(家庭に置いてある薬)となる。 医薬品は個人用ということを徹底する必要がある。
- ⑦ 薬剤師は乱用に関係する唯一の医療職。地域の依存症対策や支援につなぐ役割を担ってほしい。
- ⑧ 記録の保存について、記録媒体や保存方法は明確にしてほしい。
- ⑨ 濫用の防止に努めるが、お客様からすると買いにくくなるということはあるのでどのような管理をするかが重要。
- ⑪ 円滑な意思疎通が既存のインターネット販売では困難であり、大人が少量購入しようとする場合であっても対面又は映像・音声を用いたオンラインでの販売とすべきであり、年齢で区切るべきではない。包装は、小包装とすべき。
- ① 陳列場所について、手の届かない場所に置くことも国民への啓発という観点からも重要。多少の不便が生じる可能性はあるが、国民がそのことを理解して、リスクがあるものはきちんと買うべきだとなるのではないか。
- ① 陳列の制限は顧客に必要な医薬品が届きにくくなる。濫用等のおそれのある医薬品は 1500 品目以上あり。例えば品目を絞り込み現状濫用の実態がある医薬品に限定するといった方法も必要なのでは。
- ③ 同じような OTC が多すぎるのではないか。実際にはそこまで必要ない。
- ④ 幅広い需要に応えるため配合成分や剤形容器形状の変更によるコンプライアンス向上を目的に改善している。既存のものを希望する需要もあり、直ちに販売中止は困難。
- ⑤ 薬剤師や登録販売者にはゲートキーパーとしての役割を果たしてほしい。必要な時には対面又はオンライン(映像、音声)で販売していただきたい。陳列の制限も不適切な使用を防ぐ上で重要と考えている。
- (f) 本人確認は抑止力として重要。外箱表示の範囲、内容は議論すべき。
- ① 未成年者以外に対しては濫用の実態を整理する必要がある。販売において一定の規制対象となる者をコントロールする必要はあるが、規制対象の範囲について、年齢確認は全員一律に確認が必要なのか。

## 【その他】

① 薬局製剤について、一定程度配合の幅を持たせる、顧客毎に配合の組み合わせを変えたり用量の調整ができたりするとよい。OTC は高価なので、薬局製剤も価値はある。薬局製剤の在り方は別のところで議論できるとよい。